

# 施策評価管理シート

施策体系	政策	2	美しい自然に包まれ 快適に暮らせるまち	2018(平成30)年6月作成	
	基本施策	4	魅力的な都市環境づくり	担当部局名	部局長名
	施策	1	土地利用	都市整備部	谷本 浩司

## 1. 施策の基本方針 Plan

○ 土地は人々の営みを支える共通の基盤であり、その利用については「公共の福祉」の優先を基本として、基本構想で定める土地利用の基本方針に基づき、自然環境、歴史や文化、社会的な特性を生かしつつ、多様な主体の協働により適正かつ計画的に進めます。  
 ○ 環境負荷が少なく、持続的で均衡ある市土の管理・発展に資することを基本に、少子高齢化・人口減少時代においては、土地利用の目的に応じた量的調整だけではなく、安全性、快適性、効率性や文化的な観点から、管理を含めた土地利用の質的向上を図ります。

## 2. 現状と課題 Plan

・集約連携型都市構造の実現に向けた、都市機能の配置等については、立地適正化計画の策定をはじめ、公共施設、医療福祉施設、教育施設など、都市機能の集約化、適正配置に向けた庁内連携の体制を整える必要があります。  
 ・用途地域及び地区計画の指定については、人口減少、高齢化など生活様式の変化に対応しつつ、地域の合意形成が必要です。  
 ・人口減少による空家・空地が顕著化する中においても、分譲宅地開発や集合住宅の開発が一定数あり農業従事者の担い手不足などの営農環境も相俟って、民間開発事業者と市の目指す土地利用に乖離がみられます。  
 ・大規模災害の発生に備えるため、関係行政機関や庁内関係部署との連携を含めた更なる地籍整備の推進が必要です。

## ○ 施策指標（目標）及び達成状況 Plan Do

施策指標（目標）の内容（単位）		現状値 (H26)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	進捗率
秩序ある土地利用が行われていると感じる市民の割合（％）	目標	-	-	-	54.6	0.0%
	成果	52.6	50.4	44.0		
土地利用関連計画に関する市民等との協働・参画状況（回【延べ数】）	目標	-	-	-	100	100.0%
	成果	13	46	102		
地籍調査の進捗率（％）	目標	-	-	-	18.5	26.3%
	成果	16.6	16.9	17.1		

## 3. 課題解決への取組内容（平成29年度） Plan Do

計 画	実績及び主な成果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市的な土地利用については、名張市用途地域等見直し方針に基づき、営農環境など都市と農村の調和を図りつつ、地域との連携・協働を基本とし、必要なルールづくりを進めます。</li> <li>・地域の実情に応じたきめ細やかな土地利用等のルールづくりに向け、地区計画制度の積極的な活用を進めます。</li> <li>・引き続き開発指導を継続します。</li> <li>・国・県などの関係機関や庁内関係部署への啓発・連携に努め、地籍調査の手法にこだわらない地籍整備の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村地域の土地利用については、農業振興地域整備計画に基づき優良農地は食糧供給基盤としての緑地環境を保全するとともに、都市化されつつある地域ではその地域の一部を都市的利用に転換するなど、農地と調和した快適な田園環境へと誘導に努めました。</li> <li>・名張市用途地域等見直し方針を踏まえ、地域が主体となって将来の地域像及び必要なルールを検討していただく体制づくりを進めました。</li> <li>・「名張市地籍調査事業実施計画」に基づき、市街地地区を中心として地籍調査の推進に取り組むとともに、完了地区の認証送付を行いました。</li> </ul>

## 4. 成果を踏まえた課題や現状 Check

・人口減少時代においては、都市のスポンジ化や耕作放棄など市街地部及び農村部の双方に人口や機能の低密度化による課題が予想され、メリハリのある土地利用調整が必要です。  
 ・集約連携型都市構造の実現に向けた、都市機能の配置等については、立地適正化計画の策定をはじめ、公共施設、医療福祉施設、教育施設など、都市機能の集約化、適正配置に向けた庁内連携の体制を整える必要があります。  
 ・大規模災害の発生に備えるため、関係行政機関や庁内関係部署との連携を含めた更なる地籍整備の推進が必要です。

## 5. 課題解決への取組内容（平成30年度） Action

・計画的で秩序ある土地利用を推進し、都市機能の集約、住環境の保全など、暮らしのまちとしての魅力を高めるため、地域組織との連携による用途地域等の検討を進めており、合意形成が整った地域から都市計画法に基づく手続きに着手します。  
 ・農村地域の土地利用については、社会情勢や営農環境の変化に対応すべく、農業振興地域整備計画の見直し作業を進めます。  
 ・国・県などの関係機関や庁内関係部署への啓発。連携に努め、国土調査法第19条第5項の規定による指定など地籍調査にこだわらない地籍整備の推進を図ります。

## 6. 行政評価委員会による総合評価



持続可能な都市づくりに向け、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定に向け取組を進めること。